(様式4)

平成25年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町農産物直売施設						
指定管理者名	藤崎町農産物直売組合						
指定期間	平成22年 4月 1日~平成27年 3月31日(再指定4年目)						
施設所管課	農政課						

1 施設の概要

設置年月	平成17年1月	根拠条例等	藤崎町農産物直売施設の設置及び 管理に関する条例				
設置目的	藤崎町の農産物等の販路拡大及び消費者ニーズの把握等によって農業関連産業を視野に入れた取り組みを促進させて、農家所得の向上及び地域農業の活性化を図るため。						
施設内容	農産物直売施設	—————————————————————————————————————					
利用料金	利用料金は無料(※但し、組合員の売上げの15%を手数料として徴収)						
開館日	1/1~1/3、8/13午後、12/28	~12/31を除き開館					
開館時間	4~11月 9:00~18:00、12~	-3月 9:00~17:00					

2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容					
維持管理業務	農林産物、農産物加工品、農産工芸品及び地場産品の販売に関する業務					
企画運営業務	イベントの関係など消費者との交流に関する業務、農林産物生産振興に関する 業務					

3 利用状況

(1) 利用実績【利用者数・利用件数・稼働率】

(単位:人、件、

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度(A)	11, 184	15, 163	14, 841	14, 450	15, 093	14, 352	12, 960	11, 634	9, 997	5, 666	7, 231	10, 785	143, 356
平成24年度(B)	10, 896	14, 497	12, 998	14, 422	13, 548	14, 134	11, 527	10, 334	7, 515	5, 009	5, 356	8, 948	129, 184
(A)/(B)	102. 6	104. 6	114. 2	100. 2	111. 4	101. 5	112. 4	112. 6	133. 0	113. 1	135. 0	120. 5	111.0
増減要因等	微増でる	微増である。											

(2) 売上げ収入 (単位:千円

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3	平成25年度(A)	11, 918	15, 677	14, 432	14, 660	15, 863	13, 689	12, 548	11, 606	11, 203	5, 796	7, 447	12, 002	146, 841
-	平成24年度(B)	11, 834	15, 441	13, 108	14, 517	14, 222	13, 276	11, 527	9, 688	8, 727	5, 095	5, 802	9, 720	132, 957
	(A)/(B)	100. 7	101. 5	110. 1	101.0	111. 5	103. 1	108. 9	119. 8	128. 4	113. 8	128. 4	123. 5	110. 4
	客単価自体は微減、収入は微増であるが、県内直売所の売り上げが減少している中でよくやっている。													

4 収支状況

		1 指定管理料のみ					
財源区分 (該当する番号に〇)		2 指定管理料+利用料金収入					
	0	3 利用料金収入のみ(売上げ料金の手数料のみ)					
収入科目		金額(千円)	支出科目	金額(千円)			
指定管理料		0	維持管理費	2, 160			
利用料金		24, 110	事業費	1, 660			
その他		14, 623	その他	18, 627			
合 計 (①)		38, 733	合 計 (②)	22, 450			
			収支差額(①-②)	16, 283			

5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等

6 評価結果

評 価 項 目	指定管理者		町所管課
(評価の視点)	自己評価	評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた 取組みが行われているか。	В	В	概ね適正に取り組みを行っている。
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	В	В	適正に取り組まれている。
3. 施設、設備及び備品の維持管理 及び修繕が適切に行われているか。	В	В	概ね適正に取り組まれているが、段ボー ル箱や机などが山積みされている。
4. 緊急時の対応・安全管理などの 危機管理が適切に行われているか。	В	В	適正に取り組まれている。
5. 収支予算が適正に執行されているか。	В	В	適正に取り組まれている。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	В	В	適正に取り組まれている。
7. 個人情報の保護	В	В	優良と感じられる。
全 体 評 価	В	В	現状に満足することなく、向上心を持っ て取り組んで欲しい。

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている B (良) : 適正である

C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する D (否) : 改善や更なる取組が必要